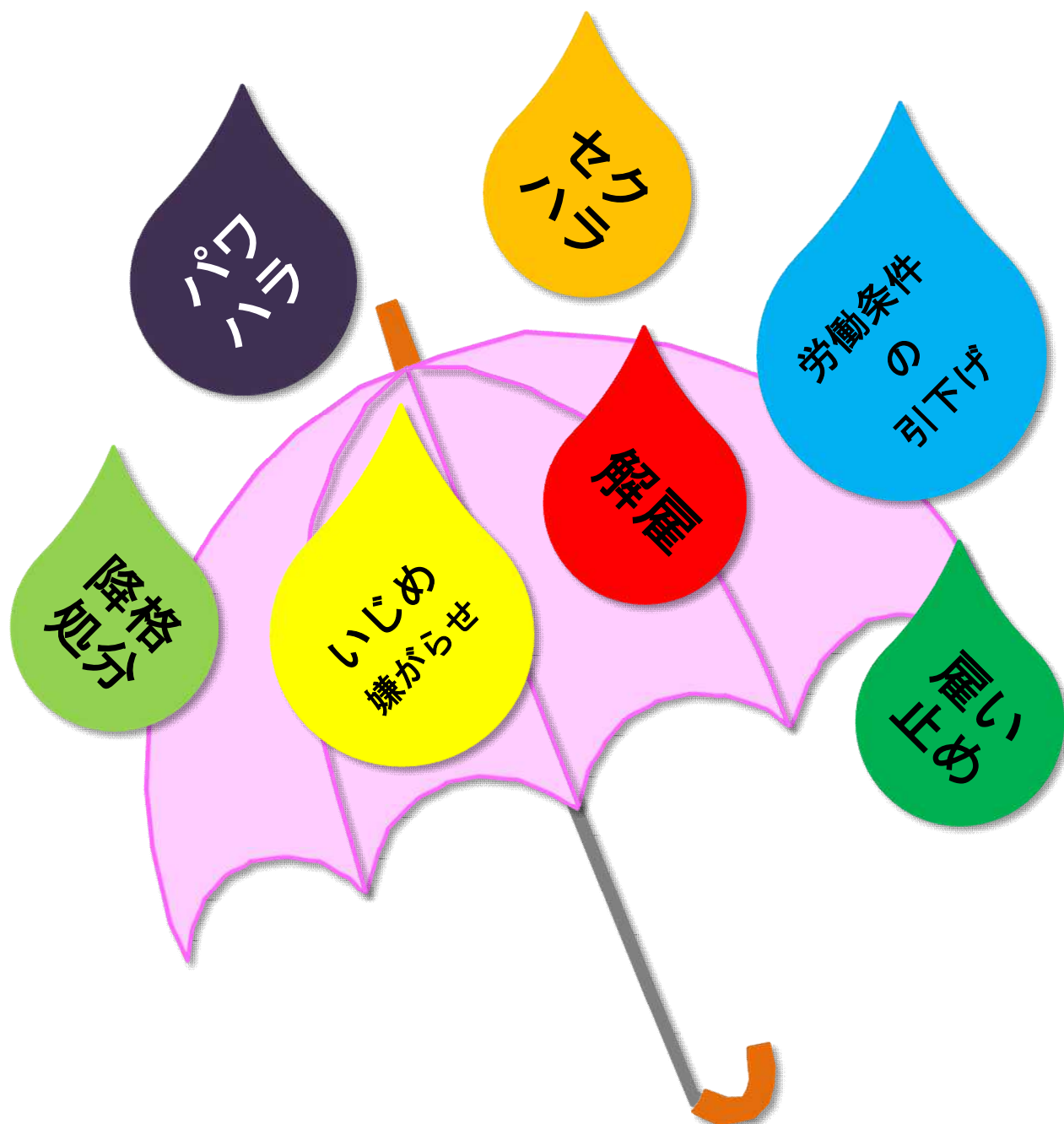


職場のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ
労働相談・個別労働紛争解決制度のご案内！



(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

職 場 の ト ラ ブ ル で お 困 り の 方

まずは相談したい方は・・・

労働相談機関・団体

スタッフが皆さんからの労働相談を受けし、解決に向け適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて他の機関、団体を案内し、制度等をご紹介します。

- 都道府県労働局総合労働相談コーナー
- 都道府県労働局雇用環境・均等室
- 都道府県労働委員会
- 日本司法支援センター（法テラス）
- 弁護士会
- 司法書士会
- 社会保険労務士会

案内
紹介

紛争解決制度を利用したい方は・・・

労働紛争解決機関・団体

裁判外紛争解決制度（ADR（注１））・裁判制度によって、個別労働紛争（注２）の解決を図る機関・団体です（紛争の内容によっては制度対象とならない場合もあります）。

★ADR を利用する場合

- 都道府県労働局雇用環境・均等室
（紛争調整委員会）
- 都道府県労働委員会
- 弁護士会紛争解決センター
- 社労士会労働紛争解決センター
- 日本産業カウンセラー協会
四国支部 高知事務所

★裁判制度を利用する場合

- 地方裁判所
- 簡易裁判所

【注１】

裁判外紛争解決制度（ADR）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第１条より）。

なお、高知弁護士会では紛争解決センターは設置されておりません。また、高知県司法書士会では調停センターは設置されておりません。

【注２】

個別労働紛争（個別労働関係紛争）とは、「労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。）」とされます（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第１条より）。

労働相談・個別労働紛争解決機関・団体，サービス，制度のご紹介

次ページ以降に、(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

— 目次 —

高知労働局雇用環境・均等室・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2 ページ

高知県労働委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ

日本司法支援センター高知地方事務所(法テラス高知)・・・4 ページ

高知弁護士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ページ

高知県司法書士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 ページ

高知県社会保険労務士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ページ

高知地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ

高知県内の簡易裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ

日本産業カウンセラー協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ページ

～巻末資料～

「法テラスは多言語情報提供サービスを実施しています。」

「職場でつらい思いしていませんか？」

「高知県司法書士会の無料相談のお知らせです！」

(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 (以下、「連絡協議会」という。) は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

連絡協議会構成機関、協力機関・団体は以下のとおりとなります。なお、連絡協議会事務局は高知労働局雇用環境・均等室となります。

【構成機関】

高知労働局雇用環境・均等室、高知県労働委員会
高知県商工労働部雇用労働政策課

【協力機関・団体】

高知地方裁判所、法テラス高知、高知弁護士会、高知県司法書士会、
高知県社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
(雇用環境・均等室) 高知労働局	●高知労働局総合労働相談コーナー (住所) 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階 (雇用環境・均等室内) (電話) 088 - 885 - 6027	総合労働相談	【サービス内容】 不当解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、パワハラ の相談他労働に関係する事項全般を受け付けて います。 (相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介します 場合もあります。) 【費用】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者 負担。 【相談方法】 電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 ●高知労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ●その他の総合労働相談コーナー ・高知 月曜～金曜 8:30～17:15 ・須崎 月曜～金曜 8:30～17:15 ・四万十 月曜～金曜 8:30～17:15 ・安芸 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始及び昼休み時間 帯(12:00～13:00)は受け付けていません。
	●須崎総合労働相談コーナー (住所) 須崎市緑町 7-11 (須崎労働基準監督署内) (電話) 0889 - 42 - 1866	高知労働局長に よる助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局長 が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘 し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の 自主的な解決を促す制度です。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。
	●四万十総合労働相談コーナー (住所) 四万十市右山五月町 3-12 (四万十労働基準監督署内) (電話) 0880 - 35 - 3148 ●安芸総合労働相談コーナー (住所) 安芸市矢ノ丸 2-1-6 (安芸労働基準監督署内) (電話) 0887 - 35 - 2128	高知紛争調整 委員会による 「あっせん」	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局か ら委任を受けた高知紛争調整委員会(弁護士等の 委員で構成)から選任された1名のあっせん委員 により「あっせん」を開始します。当事者間であ っせん案に合意した場合、受託されたあっせん (案)は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、 相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の 見込みがない場合及び合意が図られない場合、あ っせん手続きは打ち切り終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
(雇用環境・均等室) 高知労働局	●高知労働局雇用環境・均等室 (住所) 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階 (電話) 088 - 885 - 6041	相談	【サービス内容】 職場における男女差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、育児・介護休業等の取得、パート・有期雇用労働等、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関するご相談を受け付けます。 (また、相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介します場合があります。) 【費用等】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者負担。 【相談方法】 電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		高知労働局長による援助(助言、指導、勧告)	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の労使紛争について、雇用環境・均等室が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、当事者に対し必要な助言等を行うことにより援助する制度です。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
		高知紛争調整委員会による「調停」	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の労使紛争に関して、高知労働局長から事案の委任を受けた高知紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)により「調停」を開催します。当事者間で調停案に合意した場合、受託された調停案は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県労働委員会	●高知県労働委員会事務局 (住所) 高知市丸ノ内2丁目4-1 県庁北庁舎4階 (電話) 088 - 821 - 4645	労働相談	【サービス内容】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 【費用】 相談は無料。通話料等は相談者負担。 【相談方法】 面談、電話、電子メール (次のQRコードからメール相談ができます。)  【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始を除く。） 8:30～17:00（12:00～13:00 除く）
		個別労働紛争 あっせん	【制度概要】 労働者と使用者との間で生じた紛争について、専門的知識を持った経験豊かな労働委員会の委員（公労使三者構成）が公正・中立な立場で、労使双方からそれぞれ主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行い、自主的な解決のサポートをします。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、手続は終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は、高知県労働委員会事務局にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 0570 - 078395 ●サポートダイヤル （電話） 0570 - 078374 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5600」にお電話ください。 ●多言語情報提供サービス （電話） 0570 - 078377 多言語情報提供サービスの詳細については、巻末資料を参照ください。	情報提供	【サービス内容】 職場に関する相談等、あらゆる法的トラブルでお悩みの方に対し、適切な法制度や関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介をしています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。 【利用方法】 電話、来所。 【受付日時】 ●法テラス高知 平日 9:00～17:00 （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業） ●多言語情報提供サービス 平日 9:00～17:00 （土日祝祭日休業） 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。
	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 0570-078395	民事法律扶助	【サービス内容】 収入や資産の少ない個人の方を対象に民事の無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行っています。 【費用】 法律相談は無料 【利用方法】 面談または電話（要予約） 【相談日】 ●弁護士相談（一般相談） 毎週月、火、木曜日 13:00～16:00 ●司法書士相談（多重債務相談） 毎週水曜日 13:00～16:00 【注意点】 ★収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 ★予約受付は法テラス高知で行っています（平日 9:00～17:00、土日祝祭日休業）。 ★相談時間は 30 分程度です。相談回数には制限があります。
	●法テラス高知 （住所） 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F （電話） 0570-078395 ●犯罪被害者支援ダイヤル （電話） 0120 - 079714 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5601」にお電話ください。	犯罪被害者支援	【サービス内容】 犯罪被害者に対する損害・苦痛の回復、軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を提供します。さらに、弁護士等による支援を必要とされる場合には、こうち被害者支援センターと連携を取りながら、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や支援員による相談の取り次ぎなどを行っています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。 【利用方法】 電話、来所。 【受付日時】 ●法テラス高知 平日 9:00～17:00 （土日祝祭日休業） ●犯罪被害者ダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知弁護士会	●高知弁護士会 (住所) 高知市越前町1丁目5番7号 (電話) 088 - 872 - 0324 (HP) https://www.kochiben.or.jp/index.html ●高知弁護士会法律相談センター (電話) 088 - 822 - 4867(※相談予約専用電話)	法律相談	【サービス内容】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。 【費用】 相談料 45分 5,500円 【利用方法】 法律相談を希望される方は、高知弁護士会法律相談センターに電話予約をお願いします。 なお、1日の相談者数は4名までとなっています。 【相談日時】 月曜、火曜、木曜 13時から16時まで。
		無料法律相談	【サービス内容①】 弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。 詳細は高知弁護士会にご確認ください。 ●四万十 毎月第2、第4木曜日 10:30~14:30 ●佐川 毎週金曜日 13:00~16:00 ●室戸 毎月第1、第3木曜日 13:00~16:00 【サービス内容②】 地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により(イ)法律一般相談、(ロ)交通事故相談、(ハ)クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。 実施している主催機関、日時、相談内容等詳細については、高知弁護士会にお問い合わせいただくか、高知弁護士会ホームページにてご確認ください。 ご利用に当たっては、事前に、高知弁護士会ホームページ記載の各主催機関の連絡先（主催者により異なります。）に電話連絡の上、ご予約ください。なお、地方自治体主催の法律相談は、あらかじめ、当該自治体に「在住又は在勤」の方に限定されている場合がありますので、事前ご確認ください。 また、多くの方に利用していただくため、相談者一人あたりの相談時間が限られておりますので、あらかじめ相談内容（事実関係や聞きたいこと）を整理されるようお願いいたします。
	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等

高知県司法書士会	●高知県司法書士会総合相談センター (住所) 高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館 (電話) 088-825-3143	無料法律相談	【サービス内容】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館 毎週土曜日 10:00～12:00 ●四万十市社会福祉センター 第1, 第3土曜日 10:00～12:00 ●安芸市女性の家 第1, 第3土曜日 10:00～12:00 ●須崎市立市民文化会館 第1土曜日 10:00～12:00 第3土曜日 10:00～12:00 ●高知県司法書士会館（※相続登記相談に限ります。） 第1, 第3水曜日 18:30～20:00
		法テラス民事法律扶助相談	【サービス内容】 司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス（日本司法支援センター）と契約している司法書士の事務所、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力（収入や保有資産）が一定額以下である方を対象としています。なお、相談回数には制限があります。また、司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されます。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館 毎週土曜日 10:00～12:00 ●四万十市社会福祉センター 第1, 第3土曜日 10:00～12:00 ●高知県司法書士会館（※多重債務相談に限ります。） 第2, 第4水曜日 18:30～20:00 【その他】 要件の詳細については、法テラス高知地方事務所（Tel 050-3383-5577）にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県社会保険労務士会	●高知県社会保険労務士会 (住所) 高知市棧橋通 2 丁目 8-20 モリタビル 2 階 (電話) 088-833-1151 【電話相談】 0570-064-794 (ナビダイヤル) 【来訪相談予約電話】 088-833-1151	総合労働相談	【サービス内容】 納得できない解雇や賃金の不払い、退職金、男女差別、社会保険未加入、労働災害、パワハラによる配置転換、転籍など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料。通話通信料金は自己負担。 【利用方法・相談時間】 ●電話相談 第 2, 第 4 水曜日 13:00~16:00 ●来訪相談 第 2, 第 4 水曜日 13:00~16:00 来訪相談は要電話予約。申込先は高知県社会保険労務士会。
	●社労士会労働紛争解決センター高知 (電話) 088-833-1151	紛争解決センターによるあっせん	【サービス内容】 ●労働者と事業主の間で発生した紛争について「あっせん」を行い、解決の援助をします。センターの取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。 1. 当事者の一方の住所または所在地が高知県内であること。 2. 労働関係の問題についての個々の労働者と使用者の間の紛争であること。ただし、労働組合がかかわるものや裁判において確定判決があった紛争は除きます。 ●利用者の利便を尊重し、簡単な手続きで、公正、中立、迅速な解決を図るための努力をいたします。 ●あっせん委員は、法律に定められた試験に合格した特定社会保険労務士の中から選任した会員があたります。 【費用】 無料 (令和 6 年 12 月 31 日まで) 【お問い合わせ先】 高知県社会保険労務士会

	問い合わせ先	利用できる制度
高知地方裁判所	●高知地方裁判所民事部 (住所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0385	【利用できる訴訟等制度】 ●労働審判 労働審判手続きは、裁判官と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する専門家で組織される労働審判委員会が、個別労働紛争を原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らなかった場合には事案の実情に即した柔軟な労働審判を行うという紛争解決制度です。 ●仮処分 ●民事訴訟（訴額が140万円を超える場合） 【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士との紹介は行っておりません。 【問い合わせに関して】 問い合わせ先 高知地方裁判所民事部 対応日時 毎週月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3 までを除く） 9:00～11:00、13:00～16:00
高知県内の簡易裁判所	●高知簡易裁判所 (住所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0524 (民事調停・支払督促) 088-822-0479 (民事訴訟・少額訴訟) ●須崎簡易裁判所 (住所) 須崎市鍛冶町 2-11 (電話) 0889-42-0046 ●安芸簡易裁判所 (住所) 安芸市久世町 9-25 (電話) 0887-35-2065 ●中村簡易裁判所 (住所) 四万十市中村山手通 54-1 (電話) 0880-35-3007	【利用できる訴訟等制度】 ●民事調停 調停は、裁判官と民間から選ばれた調停委員で組織される調停委員会のあっせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようとする制度です。 ●支払督促（金銭の請求に限る） ●民事訴訟（訴額が140万円以下の場合） ●少額訴訟（訴額が60万円以下の金銭の請求に限る） 【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士との紹介は行っておりません。 【問い合わせに関して】 問い合わせ先 左の欄の各簡易裁判所 対応日時 毎週月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3 までを除く） 9:00～11:00、13:00～16:00

	問い合わせ先	利用できる制度
一般社団法人日本産業カウンセラー協会	●四国支部 高知事務所 (住所) 高知市本町3丁目6-22 レジデンスリオ101号 (電話) 088-826-9880	【サービス内容】 「対話促進型 ADR」として、弁護士が同席せず、代わりにベテランのカウンセラーが紛争当事者の間に入って、双方の気持ち、言い分をしっかりと聴きし、相互理解を深めあい、問題を解決する方法を探る調停を開催しています。 【対象となる紛争】 1. 個別労働関係紛争で対象となる紛争 2. 男女間の維持調整に関する紛争で対象となる紛争 【調停申立時の手数料】 20,000円

やさしい日本語
問合せ内容：借金、離婚（結婚をやめること）、労働、事故、ビザ、地震・津波・水害などで 起きた 困ったこと

ほうてらす 法テラス（日本司法支援センター）は

が い こ く ご じょうほう ていきょう さーびす
外国語で 情報を 提供する サービスを しています。

問合の 内容に 合わせて、困った ことを 無くすのに 役立つ 日本の 法律の 制度や
弁護士会（法律に 詳しい 人が 居る ところ）などの 相談窓口を 無料で 紹介します。



- ① まずは、0570-078377（法テラス多言語情報提供サービス）に 電話してください（サービスは 無料ですが 電話を かけるための お金がかかります）。
I P電話、プリペイド携帯電話からは、050-3754-5430 へお電話ください。
- ② 通訳をする人に、問合の 内容（困っていること）を 伝えて ください。
- ③ 通訳をする人が、みなさんの 近くの 法テラスに 電話を かけます。
- ④ みなさんと、通訳をする人と、法テラスの人と、3人で 話すことができます。

この 電話で 話すことができる 法テラスの 事務所は 日本中に 61か所 あります。
平日 午前9時から午後5時

* 日本に 住所が あり、在留期間を 守って 在留 している 人で、経済的に 困っている 人には、
弁護士（法律に 詳しい 人）などの 専門家による 無料の 法律相談や、弁護士などを 頼むのに
必要な 費用などを 法テラスが 代わりに 支払う サービスも しています（収入などに 一定の 条件が
あります。また、法テラスが 弁護士などに 払った 費用などは、何回かに 分けて 返して もらいます。
詳しい ことは、法テラスに お問合せ ください）。

法テラス
JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER



0570-078377

Monday to Friday from 9am to 5pm

*Call rates will apply.



にほん ほうせいど そうだんきかん びんご じょうほうていきょう
日本の法制度・相談機関を 10言語で情報提供

えいご ちゅうごくご かんこくご すべいご ほるとごるご べとなむご たげろくご ねばーご たいご いんどねしあご
(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語)

外国人のための法制度情報

離婚、パートナーの暴力、給料をもらえていない、解雇された、ビザ、事故、借金など

English

Legal Information for Foreign Nationals

Divorce, domestic violence, unpaid salary, dismissal, visa, accident, loan, etc.

中文

外国人法律信息/外国人法律信息

离婚, 家庭内暴力, 拖欠的薪金, 解雇, 签证, 事故, 债务等等

한국어

외국인을 위한 법률 정보

이혼, 가정 폭력, 급여 연체, 해고, 비자, 사고, 채무 등등

Español

Información Legal para Extranjeros

Divorcios, violencia doméstica, atrasos salariales, despidos, visas, accidentes, deudas, etc.

Português

Informação Jurídica para Estrangeiros

Divórcio, violência doméstica, salário em atraso, demissão, visto, acidente, dívida, etc.

Tiếng Việt

Thông tin Pháp luật dành cho Người nước ngoài

Lý hôn, bạo lực gia đình, chưa được nhận tiền lương, bị cho thôi việc, Visa, tai nạn, nợ nần

Tagalog

Legal na Impormasyon para sa mga Dayuhan

Diborsyo, karahasan mula sa asawa, hindi makuhang sweldo, pagka-tangal sa trabaho, visa, aksidente, utang, atbp.

नेपाली भाषा

विदेशीहरूको लागि कानुनी जानकारी

सम्बन्ध विच्छेद, पार्टनर बाट हिंसा, तलब नपाउनु, काम बाट निकालिनु, भिसा, दुर्घटना, कर्जा आदि।

ภาษาไทย

ข้อมูลทางกฎหมายสำหรับชาวต่างชาติ

การหย่า, ความรุนแรงในครอบครัว (ถูกทำร้ายร่างกาย) ไม่ได้รับเงินเดือน, ถูกเลิกจ้าง, วีซ่า, อุบัติเหตุ, ติดหนี้ เป็นต้น

Bahasa Indonesia

Informasi Mengenai Sistem Hukum bagi Warga Negara Asing

Perceraian, kekerasan dalam rumah tangga, gaji tidak dibayar, PHK, VISA, kecelakaan, hutang dan sebagainya.

職場でつらい思い していませんか？

ひとりで悩まないで
まずは相談して
ください

あなたが動くことが
解決につながります

職場の
ハラスメントの
解決を労働局が
お手伝いします

職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やかからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



▶「職場内での優位性」とは

職務上の地位の優位性だけでなく、先輩・後輩の間や同僚間での人間関係、専門知識・経験の有無などによる、さまざまな優位性が含まれます。

▶「業務の適正な範囲」とは

業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合は、パワーハラスメントにはあたりません。

例えば、上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められます。職場のパワーハラスメント対策は、そのような上司の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で、何が業務の適正な範囲で、何がそうでないのか、その範囲を明確にすることによって、適正な指導をサポートするものでなければなりません。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。



厚生労働省 都道府県労働局

ハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談を

職場におけるセクシュアルハラスメント

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関するご相談はお近くの

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

開庁時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

パワーハラスメントに関するご相談はお近くの

総合労働相談コーナーへ

※総合労働相談コーナーは下記以外にも都道府県内に数カ所設置しています。最寄りの施設は厚生労働省ホームページで検索してください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

※受付時間は労働局によって異なります。



北海道労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	011-709-2715 011-707-2700	滋賀労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	077-523-1190 077-522-6648
青森労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	017-734-4211 017-734-4212	京都労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	075-241-3212 075-241-3221
岩手労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	019-604-3010 019-604-3002	大阪労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	06-6941-8940 06-7660-0072
宮城労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	022-299-8844 022-299-8834	兵庫労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	078-367-0820 078-367-0850
秋田労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	018-862-6684 018-862-6684	奈良労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0742-32-0210 0742-32-0202
山形労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	023-624-8228 023-624-8226	和歌山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	073-488-1170 073-488-1020
福島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	024-536-4609 024-536-4600	鳥取労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0857-29-1709 0857-22-7000
茨城労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	029-277-8294 029-277-8295	島根労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0852-31-1161 0852-20-7009
栃木労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	028-633-2795 028-633-2795	岡山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	086-224-7639 086-225-2017
群馬労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	027-896-4739 027-896-4677	広島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	082-221-9247 082-221-9296
埼玉労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	048-600-6269 048-600-6262	山口労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	083-995-0390 083-995-0398
千葉労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	043-221-2307 043-221-2303	徳島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	088-652-2718 088-652-9142
東京労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	03-3512-1611 03-3512-1608	香川労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	087-811-8924 087-811-8916
神奈川労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	045-211-7380 045-211-7358	愛媛労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	089-935-5222 089-935-5224
新潟労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	025-288-3511 025-288-3501	高知労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	088-885-6041 088-885-6027
富山労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	076-432-2740 076-432-2740	福岡労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	092-411-4894 092-411-4764
石川労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	076-265-4429 076-265-4432	佐賀労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0952-32-7218 0952-32-7218
福井労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0776-22-3947 0776-22-3363	長崎労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	095-801-0050 095-801-0023
山梨労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	055-225-2851 055-225-2851	熊本労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	096-352-3865 096-312-3877
長野労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	026-227-0125 026-223-0551	大分労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	097-532-4025 097-536-0110
岐阜労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	058-245-1550 058-245-8124	宮崎労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	0985-38-8821 0985-38-8821
静岡労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	054-252-5310 054-252-1212	鹿児島労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	099-223-8239 099-223-8239
愛知労働局	雇用環境・均等部 (総合労働相談コーナー)	052-857-0312 052-972-0266	沖縄労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	098-868-4380 098-868-6060
三重労働局	雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	059-226-2318 059-226-2110			



ハラスメント裁判事例・他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策の
際に参考となる情報を掲載しています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



令和7年
4月版



高知県司法書士会の無料法律相談のお知らせです！！

相談には、全て事前予約が必要です。

司法書士常設 無料 法律相談			
相談日	相談時間	相談場所	予約連絡先
第1・3水曜日 【相続登記相談に限る】	18時30分～20時	高知県司法書士会館	高知県司法書士会 総合相談センター
第2・4水曜日		高知県司法書士会館 ※法テラス民事法律扶助相談対応	
毎週土曜日	10時～12時	高知県司法書士会館 ※法テラス民事法律扶助相談対応	
第1・3土曜日		四万十市社会福祉センター ※法テラス民事法律扶助相談対応	
第1・3土曜日		安芸市女性の家	
第1・3土曜日		須崎市立市民文化会館	

※法テラス民事法律扶助相談

司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス（日本司法支援センター）と契約している司法書士（令和7年1月現在、県内69名）の事務所、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力（収入や保有資産）が一定額以下である方を対象としております。なお、相談回数には制限があります。司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されています。要件の詳細につきましては、法テラス高知地方事務所（TEL050-3383-5577）までお問合せください。

《相談予約・問合せ》

高知県司法書士会総合相談センター

TEL088-825-3143（お気軽にお問合せください）

高知市越前町2-6-25 高知県司法書士会館

高知県司法書士会HP

<http://www.kochi0888253131.com/>



今日の小さな一歩が、 明日の大きな「面倒」を防ぐことがある

家族のこと、お金のこと、仕事のこと、相続のこと。。。。

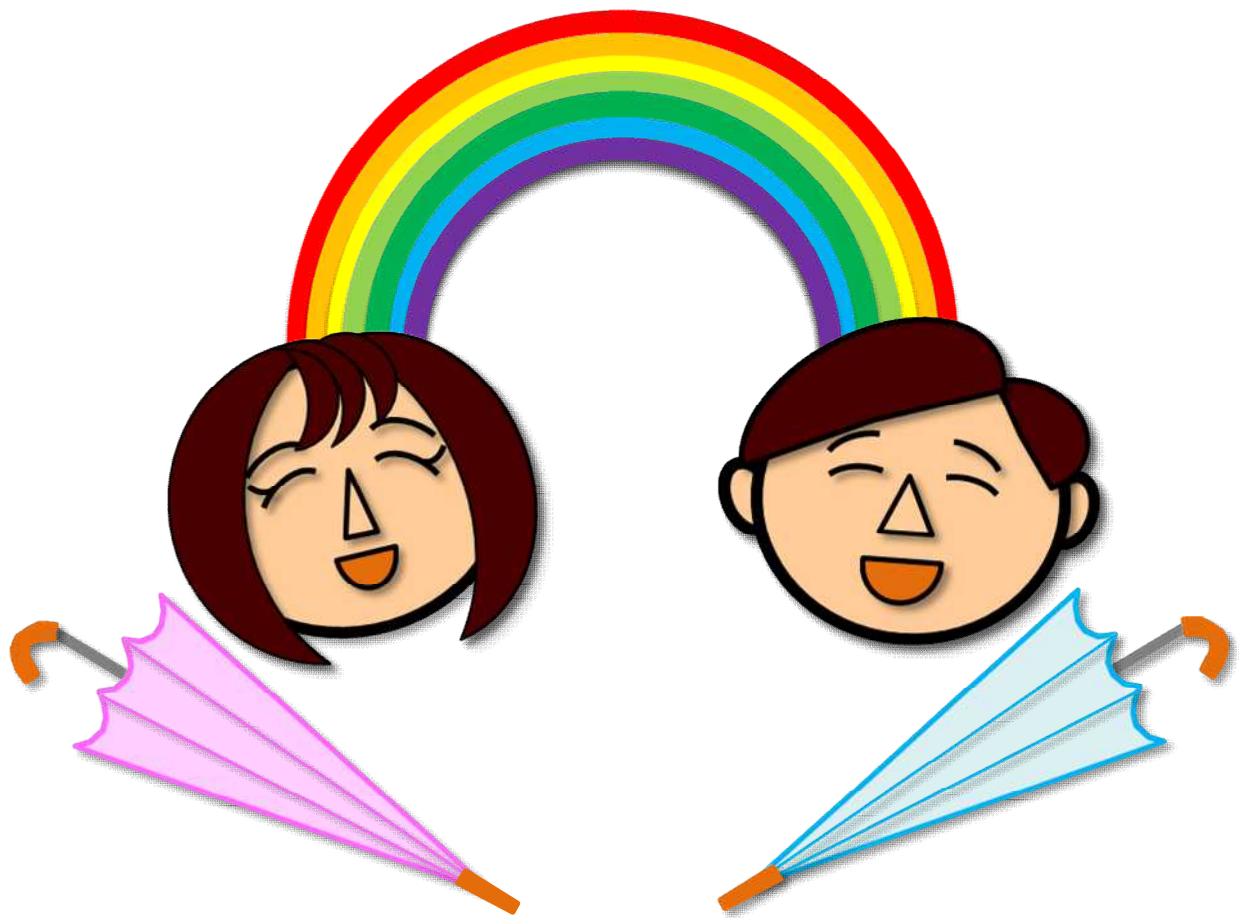
一人で悩みを抱えて困っている、あなたへ。

解決の糸口はきっと見つかります。わたしたち司法書士と一緒に探しましょう。

相談例

- ◆ 成年後見のこと
 - ・ 認知症になってしまった親の財産管理をするために、成年後見制度を利用したい
 - ・ 自分が認知症になったときのために、任意後見制度の利用を検討したい
- ◆ お金のこと
 - ・ 返しても返しても借金が減らない ・ 返済が滞り、訴えられている
 - ・ 保証人として支払請求をされ困っている ・ 自己破産について知りたい
- ◆ 仕事のこと
 - ・ 一生懸命働いた賃金が払われていない ・ 残業代をきちんともらいたい
 - ・ 突然解雇されて困っている
- ◆ 相続のこと
 - ・ 兄弟間で相続争いが生じている ・ 遺産の中に借金がある
 - ・ 後々子どもたちがもめないように、自分が元気なうちにきちんとしておきたい
- ◆ 日常生活のトラブルに関すること
 - ・ 大家さんが敷金を返してくれない ・ 滞納家賃を払って欲しい
 - ・ 訪問販売で不要な高級品を買ってしまったのでクーリングオフしたい
- ◆ 不動産登記のこと
 - ・ 親の不動産を相続したので名義を変えたい ・ 土地を買って家を建てたい
 - ・ 子どもに不動産を譲りたい
- ◆ 商業登記のこと
 - ・ 会社を起こしたい ・ 定款を変えたい ・ 役員を変更したい

など。



（高知）労働相談・個別労働紛争
解決制度関係機関連絡協議会